

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



2023年9月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコパビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

9月といえばようやく夏の終わりを感じられる月。涼しくなったら秋をじっくり満喫したいですね。皆様はいかがお過ごしでしょうか？

1年も3分の2が終わり、残りの4ヶ月をどのように過ごしていくか。最後の仕切り直しにこの時期は良いタイミングかもしれません。実はこの時期、後見開始の申立のご依頼をいただくことが毎年多いのです。涼しくなったので皆さん動き出そうという感じでしょうか。

今回も後見等開始申立を取り上げています。さかのぼること23年前、成年後見制度が開始した2000年頃、私は既にこの業務に携わっていました。全てが手探りでスタートでした。現在のようにインターネットで家庭裁判所が情報を発信していませんでしたから、認知症で徘徊される高齢者のご本人を、申立の日に裁判所へお連れしたり、後見人候補者の吟味の仕方が分からなくて、親族の希望のまま知人を候補者にしたり、と今考えるとあり得ないなと考えられるような申立も経験しました。一つとして同じパターンはない成年後見のお仕事ですが、私たち専門職は、一つ一つ積み重ねてさすがプロフェッショナル！と言われるようになりたいものです。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

今月は前回説明した**申立の流れ**の続きを見ていきましょう。

申立の書類を受け取った家庭裁判所は、審判に向けて調査の段階に入ります。申立書や必要書類のチェックはもちろんのこと、**本人や関係者との面接で申立の経緯や本人の状況等を確認**していくのです。基本的に関係者との面接は家庭裁判所で行いますが、本人との面接は保佐・補助で行われることが多く、歩行困難等で難しい場合には調査官が出向いてくれます。意思能力がないことが明らかかな場合には面接が省略されることが多いです。また、本人の判断能力が保佐か補助か判断に迷う場合には鑑定が行われることもあります。

調査が終わると、次は**成年後見人等の選任**です。前回も説明しましたが、候補人がそのまま選任されることもあれば、候補人とは別の司法書士等の専門職が選任されたり、後見監督人がついたり複数の後見人が選任されるケースもあります。こうして成年後見人等の審判が下るのです。

後見等開始の審判後、審判書が本人及び後見人等に郵送され、送達された日から2週間以内に不服の申立がなされなければ、ようやく後見人等の法的な効力が確定し、審判の内容が登記されて**後見業務が開始**となる流れです。ちなみに誰を後見人等に選任するかという点については不服申立はできません。

選任された後見人等は決められた期日までに財産についての調査を行い、「**財産目録**」と「**年間収支予定表**」を家庭裁判所に提出します。このとき通帳の写しや根拠となる資料を添付する必要があり、この初回報告の提出が終わるまでは、後見人といえども急を要する行為以外は認められていません。

このように、実際に成年後見制度を利用するには細かな手順があり、開始までに時間がかかってしまうのが現状です。



YouTube

国松偉公子の
相続相談室
(*^o^*)



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました！！
どうぞよろしく☆



審判から初回報告までの流れ

